

# 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する 基本方針」の改定について

令和5年4月28日

経済産業省

# 基本方針の改定について

- 最終処分の実現に向け、政府を挙げて取組を強化すべく、**2/10の最終処分関係閣僚会議**において「**特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針**」の改定案を提示。
- その後、パブリックコメントを経て、必要な修正を反映。**本閣僚会議の審議を経て、閣議決定すること**としたい。

【2022年】

## 12/22 GX実行会議（第5回）

「高レベル放射性廃棄物の最終処分につながるよう、文献調査の実施地域の拡大を目指し、「最終処分関係閣僚会議」を拡充するなど、政府を挙げて、バックエンドの問題に取り組んでいきます。」（総理）

## 12/23 最終処分関係閣僚会議（第7回）

「最終処分の実現に政府をあげて取り組むべく、関係府省において具体策を検討し、西村経済産業大臣を中心に、関係府省と連携して、対応のとりまとめをお願いします。」（官房長官）



関係府省と検討・調整

【2023年】

## 2/10 最終処分関係閣僚会議（第8回）

これまでの検討結果を、基本方針の改定（案）の形でとりまとめ・審議



パブリックコメントの実施（2/10～3/12（30日間））

## 4/28 最終処分関係閣僚会議（第9回）

必要な修正を反映した基本方針の改定（案）の審議 ⇒ 閣議決定

# 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定（案）のポイント

～国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでいく～

## 1. 国を挙げた体制構築

### ○関係府省庁連携の体制構築

- ・「最終処分関係閣僚会議」のメンバーを拡充。
- ・「関係府省庁連絡会議」（本府省局長級）及び「地方支分部局連絡会議」（地方支分部局長級）を新設。

### ○国・NUMO・電力の合同チームの新設/全国行脚

- ・国（経産省、地方支分部局）が主導し、地元電力・NUMO協働で全国行脚（100以上の自治体を訪問）。
- ・処分事業主体であるNUMOの地域体制を強化。

## 2. 国による有望地点の拡大に向けた活動強化

### ○国から首長への直接的な働きかけの強化

- ・国主導の全国行脚（再掲）、全国知事会等の場での働きかけ。

### ○国と関係自治体との協議の場の新設

- ・関心や問題意識を有する首長等との協議の場を新設（順次、参加自治体を拡大）。

## 3. 国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進

### ○関心地域への国からの段階的な申し入れ

- ・関心地域を対象に、文献調査の受け入れ判断の前段階から、地元関係者（経済団体、議会等）に対し、国から、様々なレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討などを申し入れ。

## 4. 国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化

### ○関係府省庁連携による取組の強化

- ・文献調査受け入れ自治体等を対象に、関係府省庁で連携し、最終処分と共生する地域の将来の持続的発展に向けた各種施策の企画・実施。

# 【参考】改定箇所（1 / 3）

## 1. 国を挙げた体制構築

### ○関係府省庁連携の体制構築

第1 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向

国は、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでいく。

第7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項

・・・国は、・・・地域の関心や意向を踏まえた上で、処分地選定調査の進展に応じ、当該地域の持続的発展に資する総合的な支援措置を関係地方公共団体と協力して検討し講じていくことが重要である。また、国は、「関係府省庁連絡会議」及び「地方支分部局連絡会議」を設置し、文献調査の対象地域や関心地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止め、関係府省庁の連携の下、それに応えていくこととし、当該地域の将来の持続的発展に向けて取り組む。

### ○国・NUMO・電力の合同チーム/全国行脚

前書き

・・・国、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者（以下「発電用原子炉設置者等」という。）その他関係研究機関が適切な役割分担と相互の連携の下、地方公共団体、関係住民及び国民の理解と協力を得ながら、それぞれの責務を果たしていくことが重要である。

第2 概要調査地区等の選定に関する事項

・・・国は、機構及び発電用原子炉設置者等と連携して、全国の地方公共団体や関係団体等を個別に訪問すること等により、相互理解促進活動を強化する。機構は、地方公共団体及び関係住民の声を従来以上に丁寧に聞くとともに、相互理解を深めるための地域の体制を構築すること等により、全国での相互理解促進活動を強化する。

発電用原子炉設置者等は、・・・発生者としての基本的な責任を有する。この立場から、最終処分事業の促進に向けた自らの取組を強化するとともに、機構に対する人的及び技術的支援等を抜本的に強化し、これを継続的かつ十分に行い、機構が行う概要調査地区等の選定に向けた活動に積極的に協力することが必要である。

国は、これらの取組を通じ、当面の対応として、現在の文献調査の対象地域に加えて、複数の地域での文献調査の実施を目指す。国及び機構は、こうした全国での文献調査の実施状況を踏まえ、地域の理解を得ながら、概要調査地区等の選定に向けた活動に取り組む。

## 【参考】改定箇所（2 / 3）

### 2. 有望地点の拡大に向けた活動強化

- 国から首長への直接的な働きかけの強化
- 国と関係自治体との協議の場の新設

第6 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

・・・着実に最終処分事業を進めていくためには、国民により身近な行政主体である地方公共団体の理解と協力を得ていくことが不可欠である。このため、国は、**全国知事会等の場を活用するなど**、地方公共団体に対し、最終処分に関する政策等に関する情報提供を緊密に行うとともに、積極的に意見を聴き、丁寧な対話を重ねていくものとする。また、国は、**関心や問題意識を有する地方公共団体等と協議の場を設置して、最終処分の実現に向けた課題や対応等を議論・検討し、その解決に向けた取組を促進する。**

### 3. 国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進

- 関心地域への国からの段階的な申入れ

第2 概要調査地区等の選定に関する事項

・・・また、国は、概要調査地区等の選定の円滑な実現に向けた、機構による調査の実施その他の活動に対する理解と協力について、**地域における機構等の取組や、関係団体・関係地方公共団体等の検討・対応その活動の状況を踏まえ、段階的に、当該関係地方公共団体関係団体・関係地方公共団体等に申し入れるものとする。**

### 4. 国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化

- 関係府省庁連携による取組の強化

第7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項

・・・国は、・・・地域の関心や意向を踏まえた上で、処分地選定調査の進展に応じ、当該地域の持続的発展に資する総合的な支援措置を関係地方公共団体と協力して検討し講じていく**ことが重要である**。また、国は、「関係府省庁連絡会議」及び「地方支分部局連絡会議」を設置し、文献調査の対象地域や関心地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止め、関係府省庁の連携の下、それに応じていくこととし、当該地域の将来の持続的発展に向けて取り組む。【再掲】

### 5. その他

#### ○広報等の取組強化

第6 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

…国、機構、発電用原子炉設置者等及び関係研究機関は、最終処分に関する知識を普及し、国民の関心を深めるため、積極的な情報公開に努め、相互に連携しつつ、エネルギー、原子力、放射性廃棄物に関する広聴や広報を一層推進するとともに、若年層をはじめ、国民各層に対する教育、学習の機会を増やすものとする。